

○沖縄県立看護大学学生相談室規程

(平成19年3月14日)

(趣旨)

第1条 この規程は沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号）第58条の規定に基づき、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）の学生相談室に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学に沖縄県立看護大学学生相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

(目的)

第3条 相談室は、学生が大学生活において直面するあらゆる問題に関して面接相談等を実施し、学生が人格を形成し充実した大学生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(業務)

第4条 相談室は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 学生に対してのカウンセリング、コンサルテーション等の相談活動
- (2) 学生のメンタルヘルスの増進に寄与するための活動
- (3) 学生に対する啓発活動
- (4) その他、相談室が目的を達成するために必要な活動

(構成)

第5条 相談室は、次の職員をもって構成する。

- (1) 相談室長
- (2) 学生相談員

(相談室長)

第6条 相談室長は、学生部長をもって充てる。

2 相談室長は、相談室の業務を掌理する。

3 相談室長は、学生相談員が知識と技術を研鑽し、資質を向上させるために必要な研修等を受けさせるものとする。

(学生相談員)

第7条 学生相談員は、本学の教員または学外の専門家で、カウンセリングおよび心理アセスメントに習熟している者を相談室長が推薦し、学長が任命する。

(任期)

第8条 学生相談員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第9条 相談室の業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならない。ただし、事態の緊急性等に鑑み大学関係者に報告する必要がある場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、平成19年3月14日から施行する。